

市町名	地域指定年度	計画策定年度	計画見直し年度
北九州市	昭和45年度	昭和46年度	平成 3年度 平成13年度 平成26年度

北九州市農業振興地域整備計画書（案）

令和 7 年 3 月

福岡県北九州市

目 次

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向.....	1
(1) 土地利用の方向.....	1
ア 土地利用の構想.....	1
イ 農用地区域の設定方針.....	2
(2) 農業上の土地利用の方向.....	3
ア 農用地等利用の方針.....	3
イ 用途区分の構想.....	4
ウ 特別な用途区分の構想.....	7
2 農用地利用計画.....	7
第2 農業生産基盤の整備開発計画	8
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	8
2 農業生産基盤整備開発計画.....	9
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	9
4 他事業との関連.....	9
第3 農用地等の保全計画	10
1 農用地等の保全の方向.....	10
2 農用地等保全整備計画.....	10
3 農用地等の保全のための活動.....	10
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	11
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	12
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	12
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	12
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	15
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策.....	15
(1) 農用地の流動化.....	15
(2) 農作業の受委託の促進.....	15
(3) 農用地の集団化.....	15
(4) 農業生産組織の育成.....	15
(5) 農用地の効率的な利用.....	16
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	16
第5 農業近代化施設の整備計画	17
1 農業近代化施設の整備の方向.....	17

2	農業近代化施設整備計画	18
3	森林の整備その他林業の振興との関連	18
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	19
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	19
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	19
3	農業を担うべき者のための支援の活動	19
4	森林の整備その他林業の振興との関連	19
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	20
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	20
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	20
3	農業従事者就業促進施設	21
4	森林の整備その他林業の振興との関連	21
第8	生活環境施設の整備計画	22
1	生活環境施設の整備の目標	22
	(1) 安全性	22
	(2) 保健性	22
	(3) 利便性	22
	(4) 快適性	22
	(5) 文化性	23
2	生活環境施設整備計画	23
3	森林の整備その他林業の振興との関連	23
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	23
第9	付 図 (別添)	24
1	土地利用計画図 (付図1号)	24
2	農業生産基盤整備開発計画図 (付図2号)	24
3	農用地等保全整備計画図 (付図3号)	24
4	農業近代化施設整備計画図 (付図4号) (該当なし)	24
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図 (付図5号) (該当なし)	24
6	生活環境施設整備計画図 (付図6号) (該当なし)	24
別記	農用地利用計画	25
	(1) 農用地区域	25
ア	現況農用地等に係る農用地区域	25
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域	25
	(2) 用途区分	25

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、昭和38年2月10日、門司、小倉、若松、八幡、戸畑の五市の対等合併により発足した。同年、政令指定都市となり、昭和49年4月に小倉区、八幡区がそれぞれ南北、東西に分割され五区制から七区制に移行し、現在に至っている。

東経131°、北緯34°の九州の東北端に位置し、市域は、東西32.5km、南北33.5km、面積492.5km²（令和6年1月現在、福岡県域の9.9%）である。大部分は東部の風師山、足立山系と中央より南部に伸びる帆柱山、皿倉山等の福智山系及び東南部の貫山系で占められており、主にこれらの山系を水源とする河川の流域で農業が営まれている。

気候は年間平均気温が17.4℃、年間総降水量は1,624mm前後であり、生産条件には比較的恵まれている。

本市の令和2年10月現在の人口は939,029人、世帯数は436,245世帯で、昭和54年以降、企業の生産拠点の転出、高齢化の進行等による人口の減少が続き、近年では、毎年5,000人以上の人口減少が進んでいる。また、世帯数は昭和35年以降、核家族化、少子高齢化等による世帯の細分化が進み一貫して増加している。

本市の産業構造は令和2年の就労人口でみると総数400,010人でその内訳は、第1次産業(0.7%)、第2次産業(23.3%)、第3次産業(76.0%)である。

これを平成22年と比較すると、人口減少に伴い総数で約2万5千人減少しているが、その構成比に大きな変化は見られない。

令和6年12月1日現在の本市の土地利用の現況は農業振興地域面積5,955.5haのうち、農用地2,544.1ha、農業用施設用地6.7ha、山林原野2,285.4ha、その他1,119.3haとなっている。

以上のような情勢を踏まえ、多様な担い手による持続可能な都市型農業の実現へ向けた土地利用を目標とする。

このため、都市化の進展に伴う農地の減少を視野に入れながら、経営規模の拡大意欲が高く農業技術や経営能力に優れた農家をはじめとした多様な担い手の育成、優良農地の整備等を推進する。

また、本地域は、都市部に近接し、大都市市域に包有された農業振興地域であることから、非農業分野からの土地利用の効率化、高度化の要請が強い。農用地利用計画の策定、変更に際しては、都市開発等の非農地的土地需要との整合を図り、農用地については、優良農用地としての整備を図るほか、他の土地利用との調整を踏まえ、地域の特性を生かした有効利用について検討しつつ、市域全体の効率的な土地利用を阻害することのないよう、十分な配慮を行いながら、農用地における効率的な土地利用を促進する。

表1 農業振興地域内面積の見通し

単位:ha、(%)

	農用地	農業用 施設用地	森林原野	その他	計
現在 令和6 (2024年)	2,544 (42.7)	7 (0.1)	2,285 (38.4)	1,119 (18.8)	5,956 (100)
目標 令和15 (2033年)	2,534 (42.6)	8 (0.1)	2,280 (38.3)	1,133 (19.0)	5,956 (100)
増減	△10	1	△5	14	0

資料：確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

令和6年12月1日現在、農業振興地域内にある農用地2,544.1haを対象に、次のa～cに該当する農地1,293.1haについて農用地区域（農地）を設定する方針である。

- a 集団的に存在する農用地
 - ・10ha以上の集団的な農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
 - ・区画整理
 - ・農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）等
- c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

- (a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）等に介在する農用地
- (b) 自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地
 - ・吉志、横代、母原、合馬地域等の谷間沿いにあり、小規模な農地が点在している農用地
 - ・都市化の影響が強く、今後農地として存続が困難と認められる、曾根、葛原、貫、朽網地域等にある農用地

(c) その他

- ・市街化区域の接点及び幹線道路沿線市街地として開発が見込まれる農用地

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積		
		農用地	森林 その他	計
該当なし				

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

なし。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在し、又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。(7.2ha)

農業用施設の名称	位置・集落名等	面積	農業用施設の種類
ライスセンター、育苗センター、集出荷施設、養鶏場他	曾根、母原、合馬、安屋、楠橋、笹田他	7.2ha	乾燥調整、集出荷、堆肥製造、農業用倉庫等
計		7.2ha	

(エ) 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

団地的農地に介在する森林原野については、隣接する農用地と一体的な利用を図るため農用地区域を設定する。(60.0ha)

土地の種類	所在(位置)	所有権者又は管理者	面積(ha)	利用しようとする用途	備考
原野	若松区(F)	私有地	60.0	農地	

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域を設定しようとする農用地等の利用状況は、農用地区域面積が1,360.3ha(農地1,293.1ha、採草放牧地0ha、混牧林地が0ha、農業用施設用地が7.2ha、森林原野等が60.0ha)である。

地域的には、門司区東部、小倉南区及び八幡西区南部の稲作地帯と若松区の畑作地帯を中心に形成されている。

基幹作目は、水稻の他、野菜では、キャベツ、ブロッコリー、小松菜、しゅんぎく、トマト、すいか、ほうれんそう等、果樹は、温州みかん、いちじく、なし、ぶどう等、そして花きは、花壇用苗物、シクラメン等である。

農用地利用の方針として、田は、水田フル活用による農家の所得向上を図るため、水田の基幹作のみならず、水田裏作を活用した二毛作経営の強化を推進する。また、地域の特性を生かした良食味米の生産を促進する。

畑は、都市型農業の特性を生かし、消費者の需要に対応した農業生産を進めるため、野菜生産における機械化と施設化を推進する。また、計画生産による安定供給を図り、各地域の生産条件を活かした栽培を行い、生産の多品目化やビニールハウス等の整備を拡大する。花きでは、生産の拡大を図るため、施設の整備や労働力の確保に努め、高品質化を図る。

樹園地の利用については、品質の向上や観光果樹園の振興等を図る。

表2 農用地区域設定予定の農用地等面積の見通し

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
門司地区 (A地区)	169.2	169.2	0	—	—	—	—	—	—	0.1	0.1	0	169.4	169.4	0	—
曾根地区 (B地区)	264.0	264.0	0	—	—	—	—	—	—	2.1	2.1	0	266.1	266.1	0	—
企救地区 (C地区)	25.4	25.4	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25.4	25.4	0	—
東谷地区 (D地区)	61.3	61.3	0	—	—	—	—	—	—	0.6	0.6	0	61.9	61.9	0	—
西中地区 (E地区)	174.8	174.8	0	—	—	—	—	—	—	0.8	0.8	0	175.5	175.5	0	—
若松地区 (F地区)	512.0	512.0	0	—	—	—	—	—	—	2.6	2.6	0	514.6	514.6	0	60.0
八幡西地区 (G地区)	74.3	74.3	0	—	—	—	—	—	—	0.9	0.9	0	75.2	75.2	0	—
八幡東地区 (H地区)	12.2	12.2	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12.2	12.2	0	—
合計	1293.1	1293.1	0	—	—	—	—	—	—	7.2	7.2	0	1300.3	1300.3	0	60.0

(注) 1 —:該当無し

2 単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合がある。

イ 用途区分の構想

農業振興地域内の各地区における用途区分は、次のような構想で臨むものとする。

(A) 門司地区 (A-1 伊川、A-2 猿喰、A-3 畑、A-4 吉志・恒見)

A-1 伊川 (農地：52.2ha、農業用施設用地：0.1ha)

- ・圃場整備されている干拓地については、水稲での担い手への農地集積が進んでいる一方で、谷の水田では、小規模な水稲作に加え、一部で野菜生産が行われている。
- ・農地の利用維持・拡大のため、農地の大区画化や農道、水路改修等の整備を検討する。

A-2 猿喰 (農地：40.1ha)

- ・圃場整備されている干拓地については、水稲での担い手への農地集積が進んでいる一方で、谷の水田では、小規模な水稲作に加え、一部で野菜生産が行われている。
- ・農地の利用維持・拡大のため、農地の大区画化や農道、水路改修等の整備を検討する。

A-3 畑 (農地：34.1ha)

- ・小規模な水田平坦地で水稲経営が主体であるが、一部で野菜の生産が行われている。当該地区の西部には小規模圃場整備を実施した区画がある。
- ・農地の利用維持・拡大のため、農地の大区画化や農道、水路改修等の整備を検討する。

- A-4 吉志・恒見（農地：42.8ha）
- ・小規模な水稲作に加え、一部で野菜生産が行われている。
 - ・農地の利用維持・拡大のため、農地の大区画化や農道、水路改修等の整備を検討する。
- (B) 曾根地区（B-1 吉田・沼、B-2 曾根・曾根新田・朽網、B-3 葛原）
- B-1 吉田・沼（農地：37.4ha、農業用施設用地：0.2ha）
- ・水稲を中心に、冬場の露地野菜等を直売所向けに生産しており、施設を利用した高収益作物生産による土地利用も行われている。
 - ・吉田地区は、干拓地整備が完了しており、沼地区も一部小区画で整備を実施している。
 - ・農地の利用維持・拡大のため、農地の大区画化や農道、水路改修等の整備を検討する。
- B-2 曾根・曾根新田・朽網（農地：208.3ha、農業用施設用地：1.9ha）
- ・水稲が経営の中心で、圃場整備が進んでいるため、水稲での担い手への農地集積が進んでいる上、一部では、露地野菜や施設を利用した高収益作物の生産による土地利用もされている。
 - ・農地の利用維持・拡大のため、農地の大区画化や農道、水路改修等の整備を検討する。
- B-3 葛原（農地：18.2ha）
- ・水稲が経営の中心で、小規模な水稲及び野菜生産が行われている。
 - ・簡易な圃場整備で耕作利便性を高めることで、域外からの耕作者も含め、担い手への集積を図る。
- (C) 企救地区（C-1 横代、C-2 堀越）
- C-1 横代（農地：18.6ha）
- ・小規模な水稲及び露地野菜の複合型経営による直売所向け野菜生産等での土地利用が主体である。
 - ・農地の利用維持・拡大のため、農地の大区画化や農道、水路改修等の整備を検討する。
- C-2 堀越（農地：6.7ha）
- ・小規模な水稲及び露地野菜の複合型経営による直売所向け野菜生産等での土地利用が主体である。
 - ・農地の利用維持・拡大のため、農地の大区画化や農道、水路改修等の整備を検討する。
- (D) 東谷地区（D-1 母原、D-2 井手浦、D-3 市丸）
- D-1 母原（農地：43.3ha、農業用施設用地：0.6ha）
- ・水稲が経営の中心であるが、一部、果樹の観光農業により土地利用が行われている。
 - ・施設の新設や長寿命化を図るとともに、圃場整備や用排水路、農道の整備を図る。
- D-2 井手浦（農地：16.8ha）
- ・小規模な水稲が経営の中心で、急傾斜地に棚田で構成される水田地帯である。
 - ・新たな担い手の定着等の検討を図る。

D-3 市丸（農地：1.2ha）

- ・小規模な地区のため、周辺の農地と合わせて基盤整備等の検討を図る。

(E) 西中地区（E-1 中谷、E-2 西谷、E-3 高野）

E-1 中谷（農地：80.4ha、農業用施設用地：0.6ha）

- ・水田において、施設を利用した高収益作物等の野菜生産による土地利用が多い地区である。
- ・産地化されている野菜品目の新たな担い手の定着や後継者への経営継承を支援するとともに、水稻の大規模担い手への集積による土地利用の維持を図る。
- ・農地の利用維持・拡大のため、農地の大区画化や農道、水路改修等の整備を検討する。

E-2 西谷（農地：86.3ha、農業用施設用地：0.1ha）

- ・水田において、施設を利用した高収益作物等の野菜生産による土地利用が多い地区である。
- ・産地化されている野菜品目の新たな担い手の定着や後継者への経営継承を支援するとともに、水稻の大規模担い手への集積による土地利用の維持を図る。
- ・農地の利用維持・拡大のため、農地の大区画化や農道、水路改修等の整備を検討する。

E-3 高野（農地：8.1ha）

- ・小規模な水稻が経営の中心であるが、基盤整備を行っている地区である。
- ・産地化されている野菜品目の新たな担い手の定着等、農地の利用集積を図る。

(F) 若松地区（F-1 小竹・頓田、F-2 安屋・有毛、F-3 蛭住・乙丸、F-4 払川・竹並）

F-1 小竹・頓田（農地：82.0ha）

- ・水田圃場が広がる区域については、担い手への農地集積及び水稻栽培の省力化を推進する。
- ・中山間地域の水田については、特徴ある稲作を支援する。
- ・一部の水田及び畑地については、省力栽培温室等の施設整備による野菜生産の振興を図る。

F-2 安屋・有毛（農地：273.9ha、農業用施設用地：2.1ha）

- ・圃場整備事業の完了した圃場を中心に担い手への農地集積を図る。この内、畑地では重量露地野菜を中心とした生産振興を、また水田においては水稻栽培の省力化を図るとともに、裏作での露地野菜（ブロッコリー等）の導入と大規模化を促進し、農地の流動化と利用率の向上を図る。
- ・安定的で高品質な農産物の生産・出荷体制を確立するため、JA集出荷場の低温出荷施設の拡充及び機能強化を検討する。

F-3 蛭住・乙丸（農地：43.7ha、農業用施設用地：0.3ha）

- ・法人や大規模農家等を地域農業の担い手として、中間管理機構による利用権の設定を行い、農地の流動化と担い手への集積を図る。
- ・法人や大規模農家による夏場の稲作と冬場の露地野菜（ブロッコリー等）作付けでの農地利用率向上を図る。
- ・廃業したライスセンター跡地の利用方法について検討を進める。

F-4 弘川・竹並（農地：112.3ha、農業用施設用地：0.1ha）

- ・法人や大規模農家等を地域農業の担い手として、中間管理機構による利用権の設定を行い、農地の流動化と担い手への集積を図る。
- ・法人や大規模農家による夏場の稲作と冬場の露地野菜（ブロッコリー等）作付けでの農地利用率向上を図る。

(G) 八幡西地区（G-1 楠橋東部、G-2 楠橋西部、G-3 野面）

G-1 楠橋東部（農地：56.1ha、農業用施設用地：0.3ha）

- ・大規模農家等を地域農業の担い手として、中間管理機構による利用権の設定を行い、農地の流動化と担い手への集積を図る。
- ・集積に向かない一部の水田については、直売所向けや学校給食向けタマネギ等の野菜の生産による利用率の向上を図る。
- ・認定農業者を中心とした土地利用型農業の担い手による水稲+麦、水稲+露地野菜（ブロッコリー）の振興を行う。
- ・ライスセンターについては、地域のコメ作りの中心施設として利用率の向上を図る。

G-2 楠橋西部（農地：4.6ha）

- ・大規模農家等を地域農業の担い手として、中間管理機構による利用権の設定を行い、農地の流動化と担い手への集積を図る。
- ・認定農業者を中心とした土地利用型農業の担い手による水稲+麦、水稲+露地野菜（ブロッコリー）の振興を行う。
- ・小規模農家に対しては地域での話し合いによる農地の流動化を進め、耕作の利便性向上と水稲栽培の省力化を図る。

G-3 野面（農地：13.6ha、農業用施設用地：0.6ha）

- ・地域での話し合いによる農地の流動化を進め、耕作の利便性向上と水稲栽培の省力化を図る。
- ・集積に向かない一部の水田については、直売所向けや学校給食向けタマネギ等の野菜の作付け推進により、農地の利用率向上を図る。
- ・養鶏施設用地については、引き続き養鶏場としての経営を行う。

(H) 八幡東地区（H-1 田代・河内）

H-1 田代・河内（農地：12.2ha）

- ・高品質米の生産を中心とした水田としての利用の継続を図る。
- ・一部の農地については直売所向けや学校給食向けタマネギ等の野菜生産等による農地利用の維持を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

なし。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農業振興地域は、各地区間の連坦性がなく、それぞれ個別の農用地を形成している。門司、曾根、企救、東谷、若松、八幡西、八幡東各地区は、農地の大半が傾斜度1/300未満に属しており、平坦地又はやや緩やかな傾斜地帯にある。しかし、西中地区では、大部分が傾斜度1/300以上に属している。

土地基盤整備状況は、農用地区域約1,293haの内、約480haの基盤整備が完了しているが、中山間地域等の整備は遅れている。

今後は、農業生産性（労働生産性、土地生産性）の向上、農業構造の改善（担い手の育成、安定的・持続的な営農）を図るため、担い手や後継者が多い地区において圃場整備を推進する。特に平成29年度に基本設計に着手したものの、事業が休止状態にある若松区有毛浜田地区について、地元調整を進め、早期の事業再開を図る。また、その他の圃場整備に関心のある地域に対しては、情報の提供や地域での合意形成を図る話し合い活動の支援の中で基盤整備事業の実施による土地利用の高度化や老朽化した施設の改修や長寿命化を図り、農地の高度利用と経営の低コスト化の確立を目指す。

(A) 門司地区（A-1伊川、A-2猿喰、A-3畑、A-4吉志・恒見）

- ・当該地区では、吉田・猿喰・伊川地区の干拓地で圃場整備が実施されている。
- ・猿喰地区では概ね整備が完了し、その他の地区（伊川・畑・吉志・恒見）では大半が整備できており、地区全体の進捗状況は、約50%である。

73.2ha（整備済み）/134.2ha（要整備）=55%

- ・未整備箇所において現在の処、事業実施に向けた具体的な動きには至っていない。

(B) 曾根地区（B-1吉田・沼、B-2曾根・曾根新田・朽網、B-3葛原）

- ・当該地区では、曾根新田を中心に、大規模な圃場整備実施されている。
- ・その他の地区（貫・朽網・中曾根）では未整備地が多く残されており、地区により整備率が大きく異なる。地区全体の進捗状況は、約60%である。

177.8ha（整備済み）/309.8ha（要整備）=57%

- ・未整備箇所において現在の処、事業実施に向けた具体的な動きには至っていない。

(C) 企救地区（C-1横代、C-2堀越）

- ・当該地区では、圃場整備に着手しておらず、地区全域において未整備である。

0ha（整備済み）/0ha（要整備）=0%

- ・未整備箇所において現在の処、事業実施に向けた具体的な動きには至っていない。

(D) 東谷地区（D-1母原、D-2井手浦、D-3市丸）

- ・当該地区では、圃場整備に着手しておらず、地区全域において未整備である。

0ha（整備済み）/45ha（要整備）=0%

- ・現在、地区西側の未整備地域において、事業実施に向けた準備が行われている。

(E) 西中地区 (E-1 中谷、E-2 西谷、E-3 高野)

- ・当該地区の西側(田代・辻三・合馬)において、圃場整備が実施されているが、その他の地区では未整備地が多く残されており、地区全体の進捗状況は、約20%である。

$$46.4\text{ha (整備済み)} / 199.4\text{ha (要整備)} = 23\%$$

- ・現在、吉兼・岡地区を中心に、事業実施に向けた準備が行われている。

(F) 若松地区 (F-1 小竹・頓田、F-2 安屋・有毛、F-3 蛭住・乙丸、F-4 弘川・竹並)

- ・当該地区では、地区全域において圃場整備が実施されており、地区全体の進捗状況は、約90%である。

- ・地区の南側では主に、鉱害復旧事業による圃場整備が実施されている。

$$377.1\text{ha (整備済み)} / 413.4\text{ha (要整備)} = 91\%$$

- ・未整備箇所において現在の処、事業実施に向けた具体的な動きには至っていない。

(G) 八幡西地区 (G-1 楠橋東部、G-2 楠橋西部、G-3 野面)

- ・当該地区では、地域全域において鉱害復旧事業による圃場整備が実施されており、整備率は100%である。

$$468.5\text{ha (整備済み)} / 468.5\text{ha (要整備)} = 100\%$$

(H) 八幡東地区 (H-1 田代・河内)

- ・当該地区では、地域全域において圃場整備が実施されており、整備率は100%である。

$$13.9\text{ha (整備済み)} / 13.9\text{ha (要整備)} = 100\%$$

2 農業生産基盤整備開発計画

表3 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益範囲(ha)		
圃場整備	区画整理・用水路排水路整備・農道整備	F-2有毛	6	1	

(注) () 内は国営事業全体の受益

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林に隣接する田畑を圃場整備する場合には、地域森林計画、北九州市森林整備計画に基づく林業振興方策との関連性を考慮する。また、農道の整備は、林道、作業道との一体的な整備を図り、農道の効率的な運用を図る。

4 他事業との関連

なし。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農地は、洪水の防止や水源の涵養、景観の保全等の機能を有しており、農業のみならず市民の生命・財産を守るとともに、市民に潤いや安らぎをもたらしている。また近年、豪雨や台風による災害が激甚化しており、防災の観点からも農業の多面的機能がますます重要になっている。

こうした機能を十分に発揮するためには、農林水産業が営まれることにより農地が適切に管理されていることが必要である。

そのため、農業生産基盤整備に引き続き取り組み、作業効率の向上を図るとともに、遊休農地の復旧、農業施設の適正な管理などに取り組み、農業を持続できる生産環境を整備する。また、洪水や土砂災害の防止等の国土保全や水源涵養の観点から、農業用ため池の防災対策、放置竹林の拡大防止などに取り組んでいく。

2 農用地等保全整備計画

表4 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		地区	面積(ha)		
団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業（お糸池）	防災減災対策 堤体工1式	小倉南区 (D-3)	2	1	R5～R12 425,000千円
団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業（北九州市2）	自然災害等対策・実施計画 策定 ため池整備6池	八幡西区 (G)	7	2	R7～10 230,000千円
団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業（野面）	防災減災対策 ゲート工1式	八幡西区 (G-3)	3	3	R8～R9 20,000千円
団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業（新井出）	防災減災対策 頭首工1式	小倉南区 (E-1)	10	4	R9～R11 270,000千円
団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業（四郎丸）	防災減災対策 頭首工1式	小倉南区 (E-1)	10	5	R9～R11 270,000千円
多面的機能支払交付金事業	農地維持支払 10組織 資源向上支払(共同) 6組織	市全域 A, B, E, F, G	293.6 ※延べ 面積	6	R2～R6 R4～R8 11,236千円
中山間地域等直接支払制度	協定締結集落数：7集落 (井手浦、麻生、三岳、原、 向方、山田、外小竹)	市全域 D, E, F	54.5 ※延べ 面積	7	R2～R6 8,721千円

3 農用地等の保全のための活動

(1) 遊休農地の発生防止・解消

ア 農地パトロールの活性化

遊休農地の発生を早期に把握するため、農地の見回り活動を農業委員会と協力し、強化する。

イ むらづくり活動の活性化

地域の農業者が主体となって、地域農業の将来を担う農業者の選定や農地利用の集約化、遊休農地の取り扱い、農業施設の維持管理など、地域農業の将来像を自ら模索し、合意形成を図る、むらづくり活動を支援する。

また、合意形成後は、話し合いの中で決めた整備方針に沿って、基盤整備や畦畔除去による大区画化、農業施設の整備などの支援を行う。

ウ 遊休農地の解消支援

農業委員会と連携し、復旧すべき農地に関する地域の支援を行うほか、農家等による農地復旧作業に対する支援を行い、遊休農地の解消をすすめる。

(2) ため池防災対策の推進

ア 防災重点農業用ため池対策

「福岡県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に基づき、ため池の劣化状況評価や地震・豪雨耐性評価、防災工事を実施するとともに、農業用として利用されていないため池については、廃止や調節池等の他用途への転用をすすめる。

イ 洪水調節機能強化

降雨を一時的に貯留し、下流域の洪水被害を軽減する洪水調節機能を高めるとともに、ため池決壊のリスクを低減するため、低水位管理を実施する。

(3) 日本型直接支払の推進による農業・農村の多面的機能の維持

農業・農村の有する国土保全等の多面的機能の維持及び発揮のため、国の日本型直接支払制度を活用し、地域活動や営農活動に対する支援を行う。

(4) 鳥獣被害対策の強化

地域が一体となってワイヤーメッシュや電気柵を導入することにより、農地や市街地への野生鳥獣の侵入を防止し、被害の軽減を図る。また、市、JA、猟友会などで構成する「イノシシ駆除協議会」活動の強化に努め、イノシシ等の効率的な捕獲を推進する。あわせて、捕獲後の活用策として、ジビエ普及の取組も進めていく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

なし。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業は、約2,000戸の農家が平坦部から中山間部まで広域にわたって野菜、水稻、畜産、果実、花きなど地域の特性を生かした様々な生産を行っており、市民に新鮮で良質な農畜産物を供給している。

しかし、農家戸数の減少、農業就業者の高齢化、農業後継者不足といった担い手不足に直面しており、農業生産の減少、遊休農地の増加、農村社会の弱体化等、非常に厳しい状況を迎えることが懸念されている。

このような状況を打破するためには、農業生産並びに地域農業の担い手を育成することが急務である。そのため、担い手育成に向け、以下のような基本的方向を定める。

- 効率的かつ安定的な農業経営（認定農業者等）の育成
- 集落機能（農村の連帯に基づく諸活動）を維持発展させ、集落機能を最大限活用した農業の展開
- 認定農業者等と高齢者、女性、兼業農家等の役割分担の明確化と連携による地域農業の振興
- 新たに効率的かつ安定的な農業経営を営もうとする青年等の育成・確保

そして、次に示す地区毎に目標を設定し、施策を推進してゆく。また、効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について表5のとおり示す。

(A) 門司地区

水稻が経営の主体であり、経営はおおむね零細である。

- ・農用地の流動化、農作業受委託の促進による大規模経営の水稻担い手の育成・維持を図る。
- ・規模拡大意欲のある野菜生産による担い手の定着や裏作作付けの推進、地元特産物づくりなど新たな作付け品目の定着を通して、農地利用の維持を図る。

(B) 曾根地区

水稻が経営の主体であり、経営はおおむね零細である。

- ・農用地の流動化、農作業受委託の促進による大規模経営の水稻担い手の育成・維持を図る。
- ・規模拡大意欲のある野菜生産による担い手の定着や裏作作付けの推進、地元特産物づくりなど新たな作付け品目の定着を通して、農地利用の維持を図る。

(C) 企救地区

露地野菜+水稲の複合経営が主体であり、経営はおおむね零細である。

- ・水稲が経営の主体であり、経営はおおむね零細であるため、農用地の流動化、農作業受委託の促進による大規模経営の水稲担い手の育成・維持を図る。
- ・規模拡大意欲のある野菜生産による担い手の定着や裏作作付けの推進、地元特産物づくりなど新たな作付け品目の定着を通して、農地利用の維持を図る。

(D) 東谷地区

水稲単作経営が主体であり、一部では、りんご、ぶどうによる観光農業が行われているが、経営はおおむね零細である。

- ・農用地の流動化、農作業受委託の促進による大規模経営の水稲担い手の育成・維持を図る。
- ・規模拡大意欲のある野菜生産による担い手の定着や裏作作付けの推進、地元特産物づくりなど新たな作付け品目の定着を通して、農地利用の維持を図る。

(E) 西中地区

野菜、たけのこ、水稲を組み合わせた多様な複合経営が主体である、経営はおおむね零細であるが、農業用施設の整備が進み、共同出荷等による特定の品目の産地化が進んでいる。

- ・農用地の流動化、農作業受委託の促進による大規模経営の水稲担い手の育成・維持を図る。
- ・規模拡大意欲のある野菜生産による担い手の定着や裏作作付けの推進、地元特産物づくりなど新たな作付け品目の定着を通して、農地利用の維持を図る。

(F) 若松地区

- ・圃場整備された畑地を中心に、露地重量野菜の大規模経営農家及び法人を育成する。
- ・鉾害復旧事業により圃場整備された水田地帯では、水稲と裏作の露地野菜を組み合わせる法人や大規模経営農家を育成する。
- ・高品質かつ低コスト生産による経営安定化を図るため、DXや省力化技術の導入、生産機械・施設の整備を推進する。
- ・土地利用型農業の担い手育成のため、高齢化等が進んだ農地所有者からの農地利用集積を円滑に進める必要が有る。そのため、担い手の経営農地を面的に集積・集約し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援する。

(G) 八幡西地区

- ・水田での水稲作主体の地域であるが、水田裏作での所得向上を図るため、採種用の麦作も行われている。
- ・高品質かつ低コスト生産による経営安定化を図るため、DXや省力化技術の導入、生産機械・施設の整備を推進する。
- ・土地利用型農業の担い手育成のため、高齢化等が進んだ農地所有者からの農地利用集積を円滑に進める必要が有る。そのため、担い手の経営農地を面的に集積・集約し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援する。

(H) 八幡東地区

- ・基盤整備田による水稻の生産が主に行われているが、経営はおおむね零細である。
- ・農地利用の維持を図るため、学校給食や直売所向け野菜の生産施設整備、加工品づくりの推進や担い手の育成を図る。

表5 営農類型の育成目標

	営農類型	経営規模 (ha・頭)	作物構成 (ha・頭)
個別経営体	水稻+麦	27.0	夢つくし7+元気つくし5+採種用大麦5+作業受託15
	露地野菜	9.0	秋冬キャベツ4+冬春キャベツ3+業務用キャベツ2+すいか2
	露地野菜+水稻	10.0	ブロッコリー8+夢つくし6
	露地野菜+水稻	8.0	枝豆0.5+なす0.5+給食用たまねぎ1.4+夢つくし4.5
	露地野菜+施設野菜+水稻	2.1	給食用たまねぎ1+半促成トマト0.5+小葉しゅんぎく0.5+夢つくし0.5
	露地野菜+施設野菜	3.5	秋冬キャベツ2+冬春キャベツ1+抑制きゅうり0.2+半抑制トマト0.3(高糖度)
	露地野菜+施設野菜	1.5	ブロッコリー0.9+ミニトマト0.6(0.3×年2作)
	露地野菜+施設野菜	6.5	秋冬キャベツ6+半促成トマト0.3(高糖度)
	施設野菜+水稻+たけのこ	3.2 (うち農地1.2)	小葉しゅんぎく0.2(冬1作)+ほうれんそう0.2(秋1作)+半促成トマト0.3(春~夏1作)+夢つくし0.4+タケノコ2
	施設野菜+水稻+作業受託	11.8	いちご0.2+夢つくし3.5+作業受託8
	花き(鉢物)	0.6	シクラメン0.3+花苗0.3
	花き(苗物)	0.5	花苗(周年)0.5
	果樹	1.3	ぶどう(巨峰)0.8+なし(幸水)0.4+いちじく0.1(とよみつひめ)
	肉用牛	150	肥育牛(和牛)150頭

	営農類型	経営規模 (ha・頭)	作物構成 (ha・頭)
組織経営体	露地野菜+施設野菜	28.0	秋冬キャベツ20+冬春キャベツ7+すいか6+小玉すいか2.5+抑制きゅうり0.3+半促成トマト0.3
	水稻+露地野菜+作業受託	15.0	夢つくし10+元気つくし5+ブロッコリー6+作業受託6

表5 新たに農業経営を営もうとする青年等の営農類型の育成目標

	営農類型	経営規模 (ha・頭)	作物構成 (ha・頭)
農業経営	施設野菜+露地野菜	0.3	半促成トマト 0.1+直売用野菜 0.1+普通なす 0.1+冬出キャベツ 0.1+直売用野菜 0.1
	施設野菜	0.3	半促成トマト 0.1+直売用野菜 0.3 (0.1×3作)

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月）

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を図るため、以下の施策を推進する。

ア 市内の全ての地区の合計

	農用地等の流動化 (利用権設定等、ha)	農作業の受委託 (受託した面積、ha)	農作業の 共同化(戸)	耕地利用率 (%)	備考
平成27年	—	599	—	92.4	—
令和2年	69.7	1,963	—	104.4	—

(注) 北九州市農業振興地域整備計画に関する基礎調査資料 (R5)

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本市における農地所有は、全般的に小規模であることから、農業経営の規模拡大、農地の効率的かつ総合的な利用を推進する必要がある。

以下の方策により、農業経営の規模拡大、農地の効率的かつ総合的な利用を図る。

(1) 農用地の流動化

「地域計画」を活用し、担い手への農地の集積・集約化を図る。また、福岡県農業振興推進機構（農地中間管理機構）と連携し、農地中間管理事業等による農用地の流動化を促進する。

(2) 農作業の受委託の促進

農作業の効率化と農用地の有効利用を促進するため、農協、農業委員会、市、農地中間管理機構などの関係機関が一体となって情報を共有し、JA受託者部会やその他の受託組織へ農地の集約化を図る。

(3) 農用地の集団化

「地域計画」を活用し経営規模の拡大を図るため農用地の集積と、農作業の効率を考慮した面的な集団化に努める。

(4) 農業生産組織の育成

農作物の高品質化や生産量の安定化を図るため、農業生産組織に対する技術指導等を行う。また、地域農業を担う生産組織等を育成するため、集落での話し合いの促進やむらづくり活動を支援する。

(5) 農用地の効率的な利用

農地の効率的な利用を図るため、関係機関が連携を取りながら、水田裏作等の作付けや期間利用権の設定等を推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市では、たけのこ、しいたけ等の特用林産物生産と水稲、野菜生産を組み合わせた営農形態を積極的に取り入れている農家が比較的多い。今後も中山間地域を中心に特用林産物との一体的な営農形態を振興する。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の主要作目は、水稲、野菜、花き、果樹、畜産及びたけのこである。生産性の向上、コスト削減、ブランド化を推進するため、高性能機械の導入、農業近代化施設の整備等、生産から集出荷及び販売まで、各段階における近代化を図る。特に脱炭素や温暖化対策など時代のニーズにあった整備に対しては集中的な支援を行う。また、技術の進展が著しいロボット技術や情報通信技術（ICT）などのデジタル技術を活用して、省力化、効率化、生産物の高品質化などを実現するスマート農業を推進する。

部門別の方向としては、次のとおり取り組むものとする。

水稲は、本市農業生産の基幹作目である。消費者の良質米志向は今後も強まることが予想されることから、地域の特性を活かした特徴ある米作りを推進する。また生産基盤の向上を図るため、圃場整備、用排水路の分離、農道の整備等、土地基盤整備事業を推進する。また、農地の集団化、高性能農業機械や施設等の導入により機械化一貫作業体系の確立を図る。これと併せ、生産組織体制を確立することで農作業の受委託を促進し、担い手への農地の集積・集約化を通じて生産性及び収益性を高め、農業所得の向上を図る。

野菜については、加工用や直売所向けなど農業者の生産規模や売り先にあわせた品種・品目への誘導及び施設化、機械化による品質と生産効率の向上を図る。

また、国の野菜指定産地、県の野菜集団産地及び市の契約野菜産地を中心とした市内産野菜のブランド化及び地産地消に取り組む。

このため、圃場整備、かんがい施設、集出荷施設、予冷・保冷施設等の生産流通施設の整備やGAPへの取組、連作障害防止のための土作りへの取組を推進する。

たけのこは、全国でも有数の産地を形成しており、一定の評価を得ている一方、放置竹林の増加が課題となっている。生産量及び品質の向上を図るため、省力化技術の導入や生産基盤等の整備を行う。

花きは、公共事業等で安定した需要の見込める花壇苗や贈答用として市場評価の高い鉢物類の振興を図るため、近代化施設等の整備を推進する。

果樹は都市型農業の有利性を生かし、施設化による高品質化、機械化等による省力化、及びブランド化を図るとともに直売所向け品目の充実や観光果樹園等の整備を促進する。

畜産は、ふん尿処理等の畜産公害を防止するための施設や、飼料生産拡大のための施設の整備を推進する。

◇農業近代化施設の整備を検討する地区

(1) 曾根地区（B－2 曾根）

- ・共同利用施設のライスセンターを中心に、北九州市東部地区全体の水稲生産の生産・出荷体制の確立・見直しを図る。

(2) 東谷地区（D－1 母原）

- ・施設野菜等の共同育苗センターを中心に、野菜生産体制の確立・見直しを図る。

(3) 西中地区 (E-1 中谷)

- ・集出荷施設の充実を図り、安定的で高品質な農産物の生産・出荷体制の確立・見直しを図る。

(4) 若松地区 (F-2 安屋・有毛)

安屋・有毛は、丘陵地を整備した畑作地帯で、市内における露地野菜の大産地である。

- ・高品質・低コスト生産のために、DX技術や高性能省力機械・施設の導入を支援するとともに、加工用を含め様々な需要に応えられる生産体制の構築を支援する。
- ・安定的で高品質な農産物の生産・出荷体制を確立するためにJA集出荷施設の低温出荷施設の拡充及び機能強化を検討する。

2 農業近代化施設整備計画

表6 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
なし							

3 森林の整備その他林業の振興との関連

なし。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業を担うべき者の育成・確保は、本市農業を維持、発展させていく上で重要な課題である。

「地域計画」の作成にあたって話し合いを誘導し、今後の本市農業を担う多様な経営体の育成を図る。

また、新しい担い手となる他産業からの就農者や中高年就農者などが円滑に就農できるよう、知識や技術の研修など就農環境の整備に努める。

新規就農者の参入のための貸し出し可能な農地リストの整備、資金制度の積極的活用、就農相談及び中高年就農者対策としての経営技術の習得促進、地域リーダーとしての育成を図っていく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

表7 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
なし					

3 農業を担うべき者のための支援の活動

「地域計画」を活用し、青年等の就農支援を図る。

また、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等のスポット労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施等の支援を行う。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

なし。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の産業は、鉄鋼・化学等の製造業を基幹として、発展してきたが、近年は産業構造の転換や人口減少などの課題に直面している。

総就業人口は、平成22年から令和2年までの間、減少傾向（▲6.0%）にあり、特に農業就業人口（▲12.9%）は大きく減少している。

農外就業については、高規格な道路網が市内広域に整備され都市部へのアクセスが短縮されたため、安定的な農外就労の機会には恵まれている。また、地域未来促進法に関連させながら、地域の特性を生かした、付加価値の高い事業の促進を図っていく。

今後、本市の農業・農村を維持、発展させるため、担い手農家や後継者等を育成し、零細農家から担い手等へ農地の集積・集約化や農作業の受委託を図り、経営規模の拡大や生産コストの低減等を促進するとともに、能力や機会に応じた兼業農家の安定的な就業の場を提供し、生活の安定を図る。

表8 将来における農業従事者の就業目標

単位：人

	男	女	計
恒常的勤務	311	302	613
自営兼業	52	51	103
出稼ぎ	-	-	-
日雇・臨時雇	29	29	58
総計	392	382	774

(注) 1 目標：令和16（2034）年

2 資料：農林業センサス

3 数値は、過去の実績及び農家戸数の推移をもとにした推計値である。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市は、これまで主に鉄鋼を中心とする製造業を中心に発展してきた。しかし、産業構造の変化によって現在は厳しい経済環境に置かれている。未来に向けて、暮らしやすさと豊かさを実感できるまちづくりを実現するために、経済社会の変化に対応した雇用を創出する必要がある。

そのため、市の基本構想・基本計画に基づき、「つながりと情熱と技術で、『一步先の価値観』を体現するグローバル挑戦都市・北九州市」を目指して、産業の高度化や新産業の創出を図っている。

農業分野では、大消費地に近いメリットを活かし、地産地消とブランド化による農産物の生産振興を図っているが、かつて「モノづくりのまち」として栄えてきた背景からも、農業が他の産業と融合して、新たな産業として発展していく可能性も有していると考えられる。

そこで、農業者と商工業者が新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組み、新たな市場の創出や地域の就業機会の拡大などに寄与するため、異業種とのマッチングによる農商工連携の機会創出や事業化の支援などを推進する。

3 農業従事者就業促進施設

なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

中山間地域における農村地帯では、林業との複合経営を行っている農家がある。計画的な労働の配分を通じた安定的な就労の支援を検討する。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市は、200km を超える海岸線と300以上の中小河川、そして豊かな森林等、自然に恵まれている。このような自然環境などを活かし、「グリーン成長都市」を目指している。

農村地域における生活環境は、核家族化の進行等による宅地開発で混住化が進み、都市部同様、地域社会の形態やコミュニティーのあり方を中心に大きく変化しており、農業生産に影響を与えている。

このような生活環境の変化に対応するため、道路、下水道等の生活環境基盤施設を中心とした生活環境施設整備を必要に応じて実施する。

(1) 安全性

安全は、快適な日常生活や活力に満ちた産業活動、文化活動を営んでいく上での基礎となる条件である。都市防災体制の整備、自然災害の防止、救急医療体制の充実、市民生活の安全の確保、給水体制の整備について積極的に施策を推進する。また、市民防災会の組織化等、市民が主体となる防災活動を推進する。竹林は通常の森林と比較すると根が浅いため、土砂災害の危険性が危惧されてる。民家や道路に近い急傾斜の放置竹林に関しては、皆伐のうえ広葉樹への植替えを実施する竹転事業を進めている。

(2) 保健性

本市は、公害や高齢化など日本が直面する課題に他都市に先駆け取組んで、これまで格段の成果を挙げてきた。今後とも、大気や、土壌汚染等の様々な生活環境問題に総合的に対策を講じる。

また、農業分野における脱炭素・温暖化対策を推進するため、国の方針や先進事例などの情報収集、市内外の企業との連携による新技術の開発や導入を行うほか、農林水産だよりや市政だより、SNSなどの媒体を活用して農業者や消費者に対する啓発活動を実施する。

(3) 利便性

本市は、陸・海・空の各輸送手段の総合的な整備を進めてきた。

陸上交通については、新若戸道路、東九州自動車道、都市高速道路5号線、国道3号黒崎バイパス、門司鉄道コンテナターミナル等の整備を実施した。

農村地域においては、農産物の流通を促進するとともに、既設道路の改良・新設により、利便性の向上を図る。

また、急速に発展するロボット技術や情報通信技術(ICT)など、デジタル技術を活用したスマート農業導入への支援を推進し、省力化、効率化、生産物の高品質化などの実現を図る。

(4) 快適性

水田・畑は、海岸や河川と同様、生産や生活基盤を提供するばかりでなく、都市景観の形成、

災害に対する安全性の確保、自然とのふれあいを通じた憩いの場の提供など、市民の快適な日常生活に大きな役割を果たしている。

本市においては、このような、農林水産業の適切な営みがもたらす多面的な価値について、市民理解を深めるための啓発活動や、市民レベルでの多面的な価値の保全活動を支援していく。

また、農業の振興、市民と農業の接点、憩いの場の提供を施設の運営方針とする「総合農事センター（花農丘公園）」については、指定管理者と連携して、農作業体験や動植物とのふれあいの機会を充実するとともに、梅園やバラ園などの総合農事センターのリソースを活用したイベントや地域と連携したイベントの開催、農林ショップ（直売所）の魅力向上に取り組んでいく。

(5) 文化性

本市では、伝統的な祭り、地域に伝わる食文化などについて、市民、企業、行政などが力を合わせて保存・継承し、まちづくりに活かすこととしている。

今後、農村地域においては、農村社会の持つ伝統的な生活文化・技術の伝承・普及や地域文化活動を支援する。また、地域コミュニティの充実や地域営農活動を支援し、ふれあいあふれる地域社会の形成を推進する。

2 生活環境施設整備計画

表9 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
なし				

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、緑豊かな農村環境や景観を保全するために、欠くことのできないものである。このため、適切な森林の施業に努める。また、市民の森林浴の場としての活用を図る。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

なし。

第9 付 図（別添）

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）（該当なし）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）（該当なし）
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号）（該当なし）

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

別冊農用地利用計画の農用地区域地番一覧表に掲げている土地を農用地区域とする。

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

別冊農用地利用計画の農用地区域地番一覧表に掲げている土地を農用地区域とする。

(2) 用途区分

下表の「地区番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区番号	用途区分
門司地区 (A地区)	農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地
曾根地区 (B地区)	農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地
企救地区 (C地区)	農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地
東谷地区 (D地区)	農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地
西中地区 (E地区)	農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地
若松地区 (F地区)	農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地
八幡西地区 (G地区)	農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地
八幡東地区 (H地区)	農地：別冊農用地利用計画のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地：別冊農用地利用計画の「用途区分」欄に農業用施設用地として掲げる土地